

# 税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集発行人  
税理士・行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引士  
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032  
東京都中央区八丁堀 4-13-1  
TEL:03-3552-5500(内) FAX:03-3552-5400  
市川支社 原行政書士事務所  
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6  
TEL:047-333-6666(内) FAX:047-333-8811  
喫茶 相続相談カフェ  
TEL:047-333-3344  
安藤会計支社 〒273-0002  
千葉県船橋市東船橋 5-5-3  
TEL:047-424-5566(内) FAX:047-424-5744  
E-mail info@harakaikai.com  
URL http://www.harakaikai.com/

## ◆今号のトピックス◆

### ステルスマーケティング 広告を隠した宣伝行為

「ステルスマーケティング」とは、消費者に特定の商品やサービスについて、宣伝と気づかれないように商品を宣伝したり、商品に関するクチコミを発信する手法で、「ステマ」と呼ばれることが多い。情報発信に関して企業の宣伝であるにもかかわらず、そのことを消費者に隠したり偽ったりして行う宣伝行為は、景品表示法上の不当表示とし

て規制されている。

「ステマ」は、消費者の正しい商品選択をゆがめるだけでなく、その商品やサービス、さらに企業の信頼を失うリスクもある。

規制の対象となるのは、広告主の事業者。ネットやテレビ、新聞、雑誌などすべての媒体で広告や宣伝を行う場合、「広告」「宣伝」「PR」などといった表示が必要とされる。違反が認められた場合、事業者には再発防止を求めめるなどの措置命令が出される。

### 「年収の壁」160万円に 年収別の基礎控除の特例

令和7年度(2025年度)

の税制改正関連法がこのほど可決・成立。注目された「年収103万円の壁」について、「基礎控除」と「給与所得控除」を合わせた所得税の課税最低限は、160万円に引き上げられた。

また、「基礎控除」の引き上げ幅を年収に応じて変える特例措置も導入された。

#### 〈引き上げの概要〉

・給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げ

・基礎控除を48万円から58万円に引き上げ

・基礎控除は、給与の年収別に乗せ特例を実施

・引き上げは、2025年(令和7年)から実施。2025年分の所得税は年末調整で対応する。

### 令和7年度税制改正 中小企業向け主な項目

令和7年度税制改正にみる

中小企業関連では、主に中小企業の「稼ぐ力」の強化と「成長」を後押しする観点から主に次のような改正が行われる。

- 中小企業経営強化税制の拡充・延長
- 固定資産税の特例措置の拡充・延長
- 事業承継税制の見直し
- 中小企業投資促進税制の延長
- 中小企業者等の法人税率の特例の延長・見直し

### ガソリン税



ガソリン税とは、ガソリンを中心とする揮発油に課される揮発油税と地方揮発油税の総称。本来の課税額(本則)は1リットル当たり28・7円であるが、これに1リットル当たり25・1円の暫定税率が上乗せされ、合計で1リットル当たり53・8円のガソリン税が課されている。

ガソリン税は、以前は道路特定財源となる目的税だった。その際、道路財源の不足を理由に、本則に臨時に上乗せされたのが暫定税率。ガソリン税が道路特定財源ではなく一般財源となつてからも、特例税率として上乗せ税率は残され、現在に至る。ガソリンには、揮発油税以外に、1リットル当たり2・8円の石油石炭税と10%の消費税が課されている。

### ステルスマーケティングの事例

#### なりすまし型



販売元の企業

#### 口コミサイト

〇〇と言う商品を使ってみた  
すごく良くて〇〇な人に  
絶対お勧め!

#### 利益提供型

金銭等の支払い・商品の提供



商品の販売元や  
広告代理店

この間〇〇という商品を使ったらとても良かった！  
また絶対買う！

※投稿に広告であることは明記せず



インフルエンサーや  
一般消費者

消費者庁によると、大阪の大手製薬メーカーは、機能性食品のサブリメントを紹介する自社サイトに利用者の感想として、「1日1粒だから続けやすい」といったインスタグラムの投稿などを転載しました。しかし、実際には製薬メーカーが、当該商品2カ月分を無償で提供することを条件に、モニターに投稿を依頼したものでした。飲みやすさなどを説明するコメントをつけ、サブリメントの粒の大きさが分かる画像を投稿するよう、具体的に指示していたことも判明しました。

こうした行為は、景品表示法上の不当表示として規制されています。

■「ステマ」の規制内容

「ステルスマーケティング」（ステマ）とは、広告主から金銭などの

## 法律



### ■ステルスマーケティング 広告を隠した宣伝行為 いわゆる「ステマ」規制

消費者庁は大手製薬メーカーに対し、無償提供した商品の感想をインスタグラムに投稿させ、自社サイトに転載した行為が景品表示法で規制している「ステルスマーケティング（ステマ）」に当たるとして、再発防止を求め措置命令を出しました。今号では、広告であることを隠して商品やサービスを宣伝する、いわゆる「ステマ」規制について取り上げます。

対価を受け取りながら、公平な口コミのような体裁を装いながら商品などを宣伝する手法です。敵のリーダーに察知されない「ステルス戦闘機」のように、消費者から広告と気づかれにくいことから名付けられました。

ステマには、事業者が利用者を装って自社の商品やサービスを高く評価する「なりすまし型」や事業者が著名人等に金銭その他の経済的利益を提供しながら、それを隠して表示させる「利益提供型」などがあります。

いづれの行為も消費者の商品選択の判断をゆがめるだけでなく、本来公正であるべき企業間の競争を阻害し、表示全体の信頼性を失わせる行為ともいえます。

例えば、電子商取引（EC）サイトで指定された商品を購入させ、高評価のレビューを書き込むことで、報酬を支払ったり、購入代金を返金したりする、いわゆる「やらせレビュー」などが該当します。

また、企業がSNSで影響力のある「インフルエンサー」に金銭や物品、イベント招待など経済上の利益を提供し、目的に沿った書き込みがなされた場合なども該当します。

具体的にはインフルエンサーに、商品や金銭等を提供してSNSに「おすすめ！」などと投稿するよう

依頼して、投稿してもらったり、消費者に報酬を支払い、高評価の口コミを依頼して書き込んでもらうなどがあげられます。

これらの投稿は「広告」「プロモーション」などの文言を明示する必要があります。消費者が「広告だ」とわかるように表示する必要があります。という事です。どういうケースが広告なのかという点については線引きが曖昧ですが、「事業者が表示の内容に関与した場合」は、広告とみなされる可能性があります。

#### ■表示する際の注意点

表示方法については、消費者が事業者の表示であることを判別できるものであれば、問題とはならないとされています。例えば、インフルエンサーなどに商品の宣伝を依頼する際には、文章であれば文言中に「PR」「宣伝」といった文言を入れてもらうよう頼んだり、動画であればテロップで「広告」と表示してもらったりすれば、「不当表示」には該当しません。

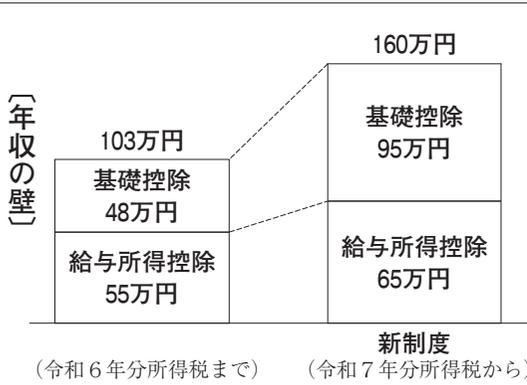
また、気を付けて見ないとわからないほど小さな字で表示したり、一瞬だけ表示したりするなど、方法が不適切な場合は仮に「広告」と表示しても不当表示とされる可能性がありますので注意が必要です。



# 令和7年度税制改正 「年収103万円の壁」 160万円に引き上げ

令和7年度(2025年度)の税制改正関連法がこのほど可決・成立しました。注目された「年収103万円の壁」については、当初の政府案では、「基礎控除」と「給与所得控除」を合わせた所得税の課税最低限を103万円から123万円へ引き上げるとしていましたが、国会で修正が行われ、160万円に引き上げられました。また、「基礎控除」の引き上げ幅を年収に応じて変える仕組みを導入する修正も行われました。

これまでの制度では、基礎控除の48万円と給与所得控除の55万円を合わせた103万円を年収が超えると所得税が生じることになります。



## ●年収別の基礎控除額●

年収	基礎控除額	適用
200万円以下	95万円	恒久措置
200万円超～475万円以下	88万円	令和7、8年の 2年間の特例措置
475万円超～665万円以下	68万円	
665万円超～850万円以下	63万円	
850万円超	58万円	

この控除額を広げ、税負担を軽くすることが国会で議論されました。

当初の政府案では、「基礎控除」と「給与所得控除」を合わせた所得税の課税最低限を103万円から123万円へ引き上げるとしていましたが、国会での議論の結果、当初の政府案が修正されました。

まず、所得税がかり始める年収は103万円から160万円に引き上げられました。

このうち、給与所得控除は、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

基礎控除は、年収200万円以下の人は48万円から95万円に引き上げられました。

この見直しにより、課税される最低ラインの年収(＝課税最低限)は、65万円と95万円を合わせた160万円となりました。

当初、政府は、年収254.5万円を超える人を除き、基礎控除を一律で10万円引き上げるとしていましたが、今回の見直しで、基礎控除は、年収が200万円を超える場合に年収に応じて段階的に引き上げられます。ただ、その引き上げ額は年収が高い人ほど少なくなります。

- ・年収47.5万円以下…88万円
- ・年収66.5万円以下…68万円

- ・年収85.0万円以下…63万円
- ・年収85.0万円超…58万円

この引き上げは、年収200万円以下の人は恒久的な措置、200万円から850万円以下の人は2年間(令和7年・8年)の特例措置となっています。

所得税の仕組み上、基礎控除を一律に引き上げると、高所得者の減税額が多くなることから、年収が高い人の基礎控除の引き上げ幅を抑えることで、年収によって実際の減税額の差が大きくなるようにしました。

今回の税制改正で具体的な減税額はどうなるのか、政府は、単身世帯と共働き世帯それぞれの減税額を試算しました。ここでは、単身の1人暮らしで、社会保険に加入している給与所得者のケースをみます。

- ・年収200万円の場合は、年間で2万4000円の減税。
- ・年収300万円、400万円、500万円、600万円の場合は、年間で2万円の減税。
- ・年収800万円の場合は、年間で3万円の減税。

課税最低限の引き上げは、令和7年(2025年)分の所得税から適用されます。令和7年(2025年)分の所得税については、年末調整で対応することになります。



# 令和7年度税制改正トピックス 中小企業向け税制の主な内容

令和7年度税制改正関連法が3月31日に成立しました。中小企業関連では、主に中小企業の「稼ぐ力」の強化と「成長」を後押しする観点から次のような改正が行われますので、全体像を把握しておきましょう。

## ■中小企業経営強化税制の拡充・延長

売上高100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10%））を2年間延長した上で、100億企業を指す中小企業に対する措置が拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却（最大25%）又は税額控除（最大2%））されました。

## ■固定資産税の特例措置の拡充・延長

赤字の中小企業であっても前向きな投資を可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げます（課税標準を最大で5年間4分の1まで軽減）。

## ■事業承継税制の見直し

中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（従前…「贈与日まで3年以上役員である」↓改正後…「贈与の直前に役員である」）が行われました。

## ■中小企業投資促進税制の延長

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除7%（税額控除は資本金3千万円以下の中小企業者等に限り））が2年間延長されました。

## ■中小企業者等の法人税率の特例の延長・見直し

中小企業の経営環境や賃上げ・物価高への対応を考慮し、中小企業者等の法人税率の特例（所得800万円まで、法人税率を19%↓15%に軽減）が2年間延長されました。

ただし、所得10億円超の事業年度については、所得800万円以下の軽減税率が17%に引き上げられます。

## 5月の税務と労務

### 一 税 務

- ★特別農業所得者の承認申請  
申請期限…5月15日
- ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知  
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知  
(2)通知期限…6月2日
- ★自動車税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★鉱区税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…5月12日
- ★3月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…6月2日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月2日
- ★9月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…6月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…6月2日
- ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付  
納期限…6月2日

### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…6月2日

令和7年度（2025年度）の税制改正関連法が参議院本会議で可決・成立しました。「年収103万円の壁」の見直しをめぐっては、国会で修正が行われ、所得税の課税最低限は当初案の123万円から160万円に引き上げられました。長らくデフレの中で動かなかった課税最低ラインを引き上げたこと自体は、物価高対応への一歩といえそうです。▼「年収の壁問題」は、今回改正された所得税だけではなく、住民税や社会保険料に関する

## 「年収の壁」見直し

の壁も存在します。これらの控除額の見直しについては十分な議論がされたとはいええず、今後もしも働き控えの一因として残る可能性があります。▼物価高騰が続く中、手取りを増やすという目的において、今回の見直しによる「おおむね年間2万円程度」という減税額の規模が適正かどうかはこれから議論になるとみられます。▼「年収の壁」は、多くの国民に関わる重要テーマです。財源のあり方や効果を含めて腰を据えた議論が期待されます。